

社会調査士認定規則

第1条 本協会は、高等教育機関における社会調査教育の向上を図り、社会調査知識と技能を有する人材育成を目的として、大学の学部教育において一定の要件をみたした社会調査の科目を履修した者に社会調査士の資格を認定する。

第2条 大学、学部、学科、専攻、専修課程、コース、教室、研究室、等の教育組織(以下「教育組織」と呼ぶ)が、「社会調査士資格の標準カリキュラム」に対応する授業科目の認定を受けるためには、授業内容を説明するものなど必要な資料を添えて「社会調査士科目認定申請書」を提出し、承認を得なければならない。

2 前項における申請書の提出は、年度ごとに行うものとする。

3 必修科目は、別表1「社会調査士資格の標準カリキュラム」による。

4 年度途中において授業科目等の申請内容に変更があるときは、その旨を協会宛に届け出て、承認を得なければならない。

第3条 前条の教育組織は、あらかじめ「連絡責任者」を定め、「社会調査士連絡責任者申請書」を協会に提出し、承認を得るものとする。

2 連絡責任者は、当該教育組織及び学生から本協会への各種連絡をとりまとめる任を負うものとする。

3 連絡責任者は、当該教育組織に所属する常勤の教員でなければならない。

4 連絡責任者を変更するときは、「社会調査士連絡責任者変更届」を提出し、承認を得なければならない。

第4条 社会調査士の資格を取得しようとする者は、所属する教育組織において第2条に定める授業科目を履修しなければならない。

第5条 教育組織において所定の科目を履修し、社会調査士の資格認定を申請する者は、連絡責任者を通じて、以下の書類に認定審査手数料を添えて本協会に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書
- (2) 卒業証明書および成績証明書

2 資格が認定された者に対しては、「社会調査士認定証」を交付する。

第6条 (見込み申請) 前条の規定にかかわらず、在学中の学生は、連絡責任者を通じて以下の書類に認定審査手数料を添えて、社会調査士資格(見込み)認定を申請することができる。

- (1) 認定申請書
- (2) 前年度までの成績証明書および当該年度の履修科目証明書ないしそれに代わるもの

2 在学中に申請し、承認された者には「社会調査士資格(見込み)証明書」を発行し、卒業後に卒業証明書及び成績証明書の提出を待って「社会調査士認定証」を交付する。

第7条 第2条に定める社会調査士資格の標準カリキュラムの変更は、理事会の議を経るものとする。

第8条 本規則の改廃は、理事会の議を経るものとする。

付則

- 1 本規則は、旧社会調査士資格認定機構における社会調査士資格認定の慣習的規則に基づき、制定するものである。
2. 2009年5月16日制定。